

## ○林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について

平成 8 年 5 月 24 日 8 林野組第 121 号、職発第 370 号  
林野庁長官・労働省職業安定局長通知

(一部改正)平成 8 年 11 月 5 日 8 林野組第 197 号、職発第 761 号  
(一部改正)平成 11 年 1 月 11 日 10 林野組第 133 号、職発第 27 号  
(一部改正)平成 13 年 1 月 5 日 12 林野組第 144 号、職発第 718 号  
(一部改正)平成 17 年 3 月 7 日 16 林野組第 182 号、職発第 0307001 号  
(一部改正)平成 17 年 4 月 1 日 16 林野組第 217 号、職発第 0401047 号  
(一部改正)平成 20 年 6 月 26 日 20 林政経第 54 号、職発第 0626008 号  
(一部改正)平成 21 年 3 月 19 日 20 林政経第 236 号、職発第 0319008 号  
(一部改正)平成 23 年 4 月 26 日 22 林政経第 283 号、職発 0426 第 23 号  
(一部改正)平成 23 年 6 月 16 日 23 林政経第 104 号、職発 0616 第 5 号  
(一部改正)平成 28 年 4 月 1 日 27 林政経第 338 号、職発 0401 第 1 号  
(一部改正)令和元年 5 月 28 日 元林政政第 71 号、職発 0507 第 1 号  
(一部改正)令和 2 年 12 月 24 日 2 林政政第 487 号、職発 1224 第 6 号  
(一部改正)令和 4 年 12 月 26 日 4 林政経第 267 号、職発 1226 第 2 号  
(一部改正)令和 6 年 8 月 29 日 6 林政経第 208 号、職発 0829 第 1 号

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成 8 年法律第 45 号。以下「法」という。)の施行については、「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」(平成 8 年 5 月 24 日付け 8 林野組第 120 号、労働省発職第 141 号農林水産事務次官・労働事務次官依命通知。以下「次官通知」という。)によりその運用に関する大綱が定められたが、その実施に当たっては、下記事項に留意されたい。

なお、本通知は技術的助言であり、各都道府県におかれては、地域の実情に応じた取組をお願いする。

### 記

#### 第 1 林業労働者及び事業主の要件について

##### 1 林業労働者

法の対象となる「林業労働者」は、法第 2 条第 1 項に規定されているが、造林、保育、伐採その他の森林の施業(以下「森林施業」という。)に従事する者に限定されており、したがって、一般には林業の概念に含まれるきのこ、ウルシ、オウレン等の特用林産物の生産、製炭、狩猟にもつぱら従事する労働者や木材・木製品製造業に従事する労働者は含めないこととしている。

ここでいう「造林」とは、林地の地拵え、木竹の植栽（植付）等をいい、「保育」とは、下刈り、枝打ち、つる切り、除伐等をいい、「伐採」とは、主伐及び間伐をいう。

また、「その他の森林の施業」とは、作業道の開設等森林施業に附帯する作業をいう。

## 2 事業主

(1) 法の対象となる「事業主」は、法第2条第2項各号に規定されているが、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であれば個人、法人等その組織形態を問わないこととしている。

したがって、いわゆる一人親方のように林業労働者を雇用していない事業主は、本法の事業主には該当しない。

(2) 法第2条第2項第1号は、森林組合、森林組合連合会等森林所有者（森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。)の組織する団体を掲げており、これらの団体が直接林業労働者を雇用し、かつ、森林施業を行っている場合に事業主に該当する。

(3) 法第2条第2項第2号は、造林業、育林業又は素材生産業を営む者を掲げている。

ここでいう「造林業を営む者」とは、林地の地拵え、木竹の植栽（植付）等の行為を業として行っている者をいい、「育林業を営む者」とは、下刈り、枝打ち、つる切り、除伐等の行為を業として行っている者をいい、「素材生産業を営む者」とは、立木竹の主伐又は間伐の行為を業として行っている者をいう。

(4) 法第2条第2項第3号は、(3)に掲げる者の組織する団体を掲げている。

この場合において、当該団体が事業主に該当するためには、当該団体が直接林業労働者を雇用し、かつ、森林施業を行っていることを要する。

(5) 法第2条第2項第4号は(2)から(4)に準ずる者として、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第1条に規定する造林又は育林を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人としている。これには、都道府県のいわゆる林業公社、森林整備法人等が該当する。

## 第2 基本計画の策定又は変更について

### 1 基本計画の内容

林業労働力の確保の促進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の策定又は変更については、次官通知の記の第3の2によるほか、次の事項に留意し、地域の特性を生かしたものとする。

(1) 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

各都道府県における林業を取り巻く社会・経済情勢、林業労働力の需給

の動向、林業労働者の雇用管理の現状、事業主の現状等について記載する。

(2) 林業労働力の確保の促進に関する方針

林業労働力の確保の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の2の「林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向」及び3の「事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項」に即し、各都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本的な考え方及び方針について記載する。

(3) 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

ア 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化の実施に関する目標

(2)の「林業労働力の確保の促進に関する方針」を踏まえ、事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化の実施に関する目標を記載する。

イ 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化の実施を図るために講じようとする施策

事業主がアの目標を達成するために講じる措置に対する支援施策について記載する。

(4) 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

ア 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化に関する目標

(2)の「林業労働力の確保の促進に関する方針」を踏まえ、新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化に関する目標を記載する。

イ 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化を図るために講じようとする施策

新たに林業に就業しようとする者がアの目標を達成するために講じる措置に対する支援施策について記載する。

(5) その他林業労働力の確保の促進に関する事項

ア 林業労働力確保支援センターの指定、業務運営等

各都道府県の林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）の指定、業務運営等についての考え方について記載する。

イ 林業関係者、市町村等の理解と協力

各都道府県における林業関係者、市町村等の協力体制等について記載

する。

## 2 策定又は変更手続

(1) 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該基本計画について、地域の林業や林業労働に関する各方面の関係者から広く意見を聴くために、各都道府県の実情に応じ基本計画策定のための検討会を設置して意見を求めるものとする。

なお、基本計画策定のための検討会の設置に代え、既存の審議会等の活用を行っても差し支えないものとする。

(2) 都道府県知事は、検討会に意見を求める場合には、各都道府県の実情に応じ、森林所有者、造林業を営む者、素材生産業を営む者等の組織する団体の役職員、林業関係労働組合その他の林業労働者の代表者、学識経験者、及び当該都道府県の区域を管轄する森林管理局、市町村、流域林業活性化センターの意見を聴けるよう基本計画策定のための検討会の委員を構成し、また、既存の審議会等を活用する場合にあっても、それらの者の意見が聴けるよう配慮するものとする。

(3) 都道府県知事は、農林水産大臣及び厚生労働大臣にあらかじめ、1(3)及び(4)に掲げる事項に係る部分を報告する前に当該基本計画(案)について、(1)の手続を了しておくものとする。

(4) 都道府県知事が基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係機関との連絡調整を図るとともに、地域森林計画その他の関係諸計画との調和を図るものとする。

## 第3 改善計画の認定について

### 1 改善計画の作成に当たり留意すべき事項

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置(以下「改善措置」という。)についての計画(以下「改善計画」という。)の作成については、次官通知の記の第4の1の(1)によるほか、次によるものとする。

(1) 改善計画は、事業主の経営全体に着目した制度であることに鑑み、当該事業主の経営全体について作成するものとし、当該事業主が林業以外の事業を営む場合においては、林業以外の事業についても、記載するものとする。

従って、その経営に係る事業所が複数所在する場合にあっても、同一の改善計画を作成することを原則とする。

また、経営に係る事業所が2都道府県以上にまたがって所在する場合には、当該事業所の所在するそれぞれの都道府県知事に対して提出するものとする。

ただし、林業以外の事業を併せ営む事業主にあつて、林業と林業以外の事業とにおいて、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、林業以外の事業を改善計画に記載する必要はなく、また、林業以外の事業のみを行っている事業所については改善計画を作成する必要はない。

- (2) 事業主が他の事業主若しくはセンターと共同して行う改善計画（以下「共同改善計画」という。）を作成する場合には、共同改善計画と共同改善計画を構成する個別の事業主の改善計画の双方について、当該都道府県知事の認定を受けるものとする。
- (3) 基本方針においては、林業労働力の確保の取組を一層推進する観点から、新たに造林等の事業を行う会社等を興し、又は他業種から林業に参入するため、林業労働者を雇用する事業主についても弾力的に対応することとしている。この場合、林業の実績が1年未満の事業主が改善計画の認定を申請するに当たっては、センターとの共同改善計画を作成するものとする。
- (4) 改善計画は、次官通知の記の第3の基本方針及び基本計画に即するとともに、次官通知の記の第4の1の(2)の改善計画の認定基準に適合し、雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善計画についても取り組むものとする。
- (5) 改善計画の実施期間は4年超、かつ、5年を超えない期間とする。

## 2 改善計画の認定の申請の手続

改善計画の認定の申請については、次官通知の記の第4の1の(1)によるほか、次によるものとする。

- (1) 事業主が単独で行う改善計画の認定の申請は、別添様式1「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書」及び別添様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」のそれぞれ1通及びそれらの写し各3通に所要の添付資料を添えて、当該改善計画の対象となる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。
- (2) 共同改善計画の認定の申請は、別添様式3「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書」、別添様式4「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書」及び別添様式2「労働環境の改善、募集方法の改

善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」のそれぞれ1通及びそれらの写し各3通に所要の添付資料を添えて、当該改善計画の対象となる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

### 3 改善計画の認定に当たり留意すべき事項

改善計画の認定に当たっては、次官通知の記の第4の1の(2)によるほか、次によるものとする。

- (1) 次官通知の記の第4の1の(2)の運用に当たっては、事業主の意欲と能力を最大限に引き出せるよう配慮するものとする。このため、個々の事業主の現状に改善すべき点が多くても、これのみをもって認定をしないというのではなく、改善措置の目標及び目標達成の実現可能性に重点を置き、認定の適否を判断するものとし、必要に応じ指導助言を行うものとする。その際、認定を受けた実績のある事業主の認定に当たっては当該認定期間の改善措置実施状況報告及び改善措置実施結果報告も考慮するものとする。
- (2) 地域の事業主の雇用管理や事業の合理化の現状に照らし、事業主の改善措置を共同して推進することが効果的であると認められる場合には、センターと共同して改善措置を講じるように促すものとする。
- (3) 改善計画の認定基準は、次官通知の記の第4の1の(2)のとおりであるが、具体的な認定基準を設定するに際しては、第3の1の(4)のほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 改善計画の認定の申請をしようとする事業主が、当該計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有する者であることが認められること。

イ 改善計画の内容が雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものであること。

雇用管理の改善の観点からは、雇用管理体制の充実、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進その他の雇用管理の改善に関する事項について、事業の合理化の観点からは、事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応（「新しい林業」とは令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画に記載された「伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする」林業をいう。）、林業労働者のキャリアに応じた技能の向上（特に「技術者・技能者養成計画」を具体的に計画すること（様式2 3（3）ウ（エ）a））その他の事業の合理化に関する事項について、当該事業主の実情に照らして、林業労働力の確保のために必要かつ適切な項目についての改善措置を講じるものとする。

ただし、雇用管理の改善に関しては、募集・採用の改善についての改善措置のみを行うものは適当でなく、募集・採用の改善はその他の雇用管理の改善に関する措置と併せ行うものとする。

ウ 改善計画に、労働時間、労働者の安全及び衛生その他労働条件に関する改善措置を含めて作成する場合にあっては、当該改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。

エ 次官通知の記の第4の1の(2)のエの次官通知の記の第8の2の(1)のアからウまでに掲げる事項の適切な管理及び同第8の3の文書に係る事項の明確化に寄与するものであることとは、雇用管理者が選任されていること及び林業労働者を雇い入れたときは、当該林業労働者に対して、同第8の3による雇用に関する文書の交付をすることとしていること。

(4) 都道府県知事は、改善計画を認定したときは、別添様式5「改善計画認定通知書（申請者用）」によりその旨を申請者に通知するとともに、別添様式6「改善計画認定通知書（関係機関用）」によりセンター及び当該認定に係る事業所の所在地を管轄する森林管理局（以下「関係森林管理局」という。）に通知するものとする。

#### 4 改善計画の変更

改善計画の変更については、次官通知の記の第4の1の(3)によるほか、次によるものとする。

(1) 認定に係る改善計画（以下「認定計画」という。）の変更を申請しようとする事業主（認定に係る共同改善計画にあっては、センターを含む。以下4及び5において同じ。）は、別添様式7「改善計画変更認定申請書」に変更する事項を記載し、当該申請書1通及びその写し3通を当該認定計画に係る事業所を管轄する都道府県知事に提出をするものとする。

(2) (1)の認定計画の変更の申請は、次に掲げる場合とする。その他の認定計画の軽微な変更については、別添様式8「改善計画変更届出書」の受理をもって変更の認定に代えることができるものとする。

ア 改善措置の目標を変更する場合（ただし、事業規模の拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度（会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には、暦年とする。以下この項において同じ。）の改善措置の計画量に対する3割を超えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。）

イ 改善措置の項目を追加又は廃止する場合

ウ 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合

エ 改善計画の実施期間を変更する場合

オ 改善措置の実施時期を変更する場合（ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。）

カ 改善措置の実施に係る資金計画について、「改善計画認定申請書」の内訳ごとの設備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

(3) 3の規定は、認定計画の変更の認定を行う場合について準用する。なお、この場合、申請者に対しては、別添様式9「改善計画変更認定通知書（申請者用）」により、センター及び関係森林管理局に対しては、別添様式10「改善計画変更認定通知書（関係機関用）」によるものとする。

(4) 変更後の改善計画の実施期間は、変更前の改善計画の実施期間を含めて概ね5年間（終期は5年目の日を含む事業年度の末日まで）以内とする。

## 5 改善計画の認定の取消し

改善計画の認定の取消しについては、次官通知の記の第4の1の(3)によるほか、次によるものとする。

(1) 都道府県知事は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主等に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。

(2) 都道府県知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなると認められる場合、又は当該認定計画が法令及び次官通知の記の第4の1の(2)の認定基準を満たさなくなると認められる場合には、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

(3) 3の規定は、改善計画の認定を取り消す場合について準用する。なお、この場合、当該事業主に対しては、別添様式11「改善計画認定取消通知書（事業主用）」より、センター及び関係森林管理局に対しては、別添様式12「改善計画認定取消通知書（関係機関用）」によるものとする。

## 6 改善措置の実施状況等報告

(1) 認定事業主に対し、毎事業年度の改善措置の実施状況について、別添様式13「改善措置実施状況報告」により、当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までにセンターに報告するよう、センターを通じて指導するものとする。

(2) 認定事業主に対し、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、改善措置の実施結果について、別添様式14「改善措置実施結果報告」により、センターに報告するよう、センターを通じ指導するものとする。

(3) センターに対し、「改善措置実施状況報告」及び「改善措置実施結果報告」を取りまとめて都道府県知事に報告するよう、指導するものとする。

特に「改善措置実施状況報告」は、都道府県知事が認定計画の実施に遅滞があるかどうかを把握し、当該認定計画に係る改善措置の的確な実施が行われるよう指導及び助言を行うために必要な資料であることを周知するものとする。

(4) 第3の1の(3)により作成・認定された共同改善計画については、都道府県知事が1年後のその取組状況を確認するものとする。

## 7 国有林野事業における配慮

次官通知の記の第4の3の国有林野事業における配慮として、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）は入札参加資格審査において、「国有林野事業の素材生産及び造林の請負実行に係る林業事業体の育成整備について」（昭和53年12月27日付け53林野業第560号林野庁長官通知）の記の2の(2)により、認定事業主に対して、適切に配慮するものとする。

## 第4 センターの指定及び運営について

### 1 センターの指定の申請

センターの指定を受けようとする者は、次官通知の記の第5の1の(2)によるほか、次に掲げる書面を申請書に添付するものとする。

#### (1) 指定の申請に関する意思の決定を証する書面

当該法人が指定の申請をすることとした総会、理事会等における議事録の写し等

#### (2) 次官通知の記の第5の2に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

役職員の中に林業経営の改善指導、林業労働者の雇用管理の改善指導等に関し豊富な知識・経験を有する者がいること、財政基盤が堅固であること等当該法人の業務遂行能力を判断し得る書面

### 2 センターの指定

都道府県知事がセンターの指定をしようとするときは、次の事項に留意するものとする。

#### (1) センターの指定を受けようとする者が、次官通知の記の第5の2に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができること、すなわち、定款上、次官通知の記の第5の1の(1)に規定する目的及び次官通知の記の第5の2に規定する業務に関する規定が記載され、当該業務を遂行する能力があると認められることとする。

この場合、その規定は、包括的なものであっても差し支えない。

#### (2) 地方における行政組織の簡素化を図る観点から、都道府県の実情に応じて既存の法人の活用を図るものとする。

#### (3) 指定を受けようとする法人の名称は、「林業労働力確保支援センター」とする必要はなく、既存の法人については従来どおりの名称で差し支えないものとする。

#### (4) センターは、都道府県ごとに一個に限り指定することができるものとき

れているが、地域の実情に応じ、利用者の利便性を考慮し、支所等を配置することは差し支えないものとする。

### 3 センターの業務

センターの業務に関して、次官通知の記の第5の2によるほか、林野庁長官又は厚生労働省職業安定局長が別に定めるものとする。

### 4 事務の委託

#### (1) 都道府県森林組合連合会等が行う委託事務の再委託

都道府県森林組合連合会又は都道府県事業協同組合連合会（以下「県連」という。）は、次官通知の記の第5の3の(2)による自己の責任においてその構成員である森林組合又は事業協同組合（以下「単組」という。）に委託事務の処理を再委託することができるが、この場合の再委託ができる単組は、次に掲げる要件の全てを備えていることを要する。

ア 森林組合にあっては森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第1号の事業を、また、事業協同組合にあっては中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1項第2号の事業を行っていること。

イ 常勤の役職員が2人以上いること。

ウ 出資の総額が100万円以上であること。

#### (2) 事務委託契約書の作成

ア センターが林業就業促進資金の貸付業務に係る事務の委託をする場合には、当該事務委託の相手方との間で別紙1の事務委託契約書例に準じ事務委託契約を締結するものとする。

(ア) センターが県連を事務委託の相手方とする場合には、4の(1)により当該委託事務の処理の再委託を行う単組を含めた3者契約を締結するものとする。また、都道府県の区域をその地区とする事業協同組合（以下「県協連」という。）を事務委託の相手方とする場合には、2者契約を締結するものとする。

(イ) センターは、県連の構成員たる単組の設立されていない区域及び4の(1)により委託事務の処理を再委託できる単組がない区域における貸付業務並びに単組を借主とする貸付業務に係る委託事務の実行を当該県連が直接行うこととして、センターと県連との間の2者契約を締結するものとする。この場合には、2者契約と3者契約とに分けて、それぞれ委託契約を締結するものとする。

イ 県連が4の(1)により当該事務委託の処理をその構成員である単組に再委託する場合には、別紙2の事務再委託契約書例に準じ委託契約を締結するものとする。

#### (3) 事務委託手数料

ア センターが県連又は県協組に対し就業促進資金の貸付業務に係る事務の委託を行う場合の事務委託手数料は、概ね次に掲げる金額の合計額を下回らない額の範囲内で両者協議の上定めるよう、都道府県は、指導するものとする。

(ア) 当該年度内に支払を行った貸付金の累計額の1.5%に相当する金額に、当該金額に消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額

(イ) 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の0.75%に相当する金額に、当該金額に消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額

イ 県連が、単組に対し就業促進資金の貸付業務に係る事務の再委託を行う場合のアの事務委託手数料の配分は、概ね50%を下回らない額の範囲内で両者協議の上定めるよう、都道府県は、指導するものとする。

#### (4) 事務委託に係る県連等の定款変更

県連又は県協組がセンターからの就業促進資金の貸付業務に係る事務の委託を受ける場合は、それぞれの定款において当該委託に係る事業を行う旨定める必要があるので、別紙3の定款変更例を参考に可及的速やかに定款変更を行うよう、都道府県は、各団体を十分指導するものとする。

#### (5) 次官通知の記の第5の2の(3)から(7)までに掲げる業務に係る業務の実施又は事務の一部委託

センターは、次官通知の記の第5の2の(2)の業務に係る事務の委託ができることのほか、次官通知の記の第5の2の(3)から(7)までに掲げる業務に係る業務の実施又は事務の一部を県連、県組協、単組等に行わせることができるものとする。

### 5 業務規程、事業計画及び事業報告

#### (1) 業務規程

業務規程は、次官通知の記の第5の4によるほか、第5の2の(2)の業務については林野庁長官の定める林業労働力確保支援センター林業就業促進資金貸付規程例に準じて作成するものとする。

#### (2) 事業計画

事業計画は、次官通知の記の第5の5の(1)によるほか、第5の2の(2)の業務については林野庁長官の定める林業就業促進資金都道府県貸付金貸付等要領例に準じて作成するものとする。

#### (3) 事業報告

事業報告は、次官通知の記の第5の5の(3)によるほか、第5の2の(2)の業務については林野庁長官の定める林業就業促進資金都道府県貸付金貸付等要領例に準じて作成するものとする。

### 第5 その他

「グリーン成長」の実現に向け、主伐後の適切な更新を含め、将来にわたり森林を適切に整備・保全していくためには、その担い手となる木材生産を担う労働者及び再造林・保育を担う労働者の確保に向けた取組が必要であることに鑑み、本制度の運営に当たっては、幅広い関係者の理解と協力が必要である。

このため、都道府県の関係部局及びセンター相互はもとより、森林組合、林業関係団体、市町村その他の関係機関の連携・協力を密にするものとする。

様式 1

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書

年 月 日

都道府県知事殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

- 1 営業内容 素材生産業、造林業、製材業、木材流通業、土木建築業、造園業、その他（ ）
- 2 営業組織 株式会社、有限会社、その他会社、森林組合、協同組合、その他法人、個人、その他（ ）  
郵便番号  
電話番号  
木材業者登録番号  
設立年月日 年 月 日設立  
営業年数 年  
資本金（出資金） 円  
事業所の名称及び所在地
- 3 登記事項証明書又は住民票（別添のとおり）
- 4 納税証明書 （別添のとおり）
- 5 改善計画 （別紙のとおり）
- 6 改善計画の対象となる事業所の名称及び住所
- 7 本都道府県以外に営業区域に含まれる都道府県



(記載要領)

- 1 雇用実績には、計画の認定を受けようとする年の前年の雇用実績を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。
- 6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(3) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付・就業規則の作成

事業所名	交付の有無	文書の内容 (別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書（労働条件通知書等）の様式及び就業規則の写しを添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備 考
労 災 保 険	人	
雇 用 保 険	人	
健 康 保 険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には被保険者数を記載すること。
- 3 健康保険被保険者数及び厚生年金被保険者数には被保険者数を記載すること。
- 4 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 5 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 6 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(エ) 労働災害の発生状況

過去5年間の労働災害 (休業4日以上、死亡災害)の発生件数	年	年	年	年	年
	件	件	件	件	件

区 分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
厚生労働省労働基準局 長による無災害記録証	( )	( )	( )	( )	( )

(記載要領)

- 1 該当する欄に○印を記載し、( )内に直近の無災害記録の起算

日を記載すること。

2 無災害記録証の写しを添付すること。

イ 事業主の雇用管理の現状

--

(記載要領)

林業労働者の雇用の現状、労働時間、職場環境、安全対策、募集・採用、教育訓練その他の雇用管理の現状について、3の改善措置を行うこととした理由が分かるように記載すること。

(4) 事業内容

ア 事業実績

事業期間 ( 年 月 日から 年 月 日)

区分		事業量	売上高 (単位：百万円)		
林業	素材生産	主伐	m <sup>3</sup>		
		間伐	m <sup>3</sup>		
		計	m <sup>3</sup>		
	造林	植付	ha		
		下刈り			
		その他	( )		
			( )		
			( )		
		計			
	上記以外				
林業関連その他					
合計		—			

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載すること。
- 3 素材生産業の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載

すること。

- 5 上記以外には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

#### イ 事業区域

区 分		事 業 区 域	備 考
林業	素材生産	県 市(町、村)	
	造林	県 市(町、村)	
	上記以外	県 市(町、村)	
林業関連その他		県 市(町、村)	

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

#### ウ 雇用量及び労働生産性

事業期間 ( 年 月 日から 年 月 日)

区分			雇用量 (単位：人日)	労働生産性 (単位：m <sup>3</sup> /人日、 ha/人日)	
林業	素材生産	主 伐			
		間 伐			
		計			
	造林	植 付			
		下刈り			
		その他	( )		
			( )		
			( )		
	計				
	上記以外				
林業関連その他					
合 計				—	

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。なお、外部に委託した事業は含まない。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機 種	台 数	稼働日数	備 考
合 計			

(記載要領)

- 1 台数及び稼働日数には、計画の認定を受けようとする年の前年の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については( )書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
合 計		

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、林業技能士、その他の技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。
  - ア フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
  - イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
  - ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図

る者とする。

エ 森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再造林の推進など、これらの経営を担う者とする。

オ 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）とする。

カ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）とする。

キ 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。

ク その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士（グリーンマイスター）、林業技能作業士（グリーンワーカー）その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者（雇用管理の改善に係る資格者を除く。）等とする。

2 人数には、計画の認定を受けようとする年の前年の現有人数を記載すること。

#### カ 組織化の取組状況

年 月	実 施 内 容

（記載要領）

合併、事業の協業化等を実施した場合には、記載すること。

#### キ 資本及び負債等

##### （ア）財務諸表

計画の認定を受けようとする最近3か年の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。ただし、最近3か年の財務諸表がない場合は、添付可能な年分及び可能な限り試算表等を添付するものとする。

##### （イ）資金調達方法

区 分	金 額	備 考（適用事業）
自己資金		
借入金	市中資金	
	制度資金	
その他資金		

(記載要領)

制度資金にあつては、適用資金別、適用事業所別に記載すること。

### 3 改善措置の目標、内容、実施時期

#### (1) 改善措置の基本方針

実施期間 ( 年 月 日から 年 月 日 )	
雇用管理の改善の取組の方針	
事業の合理化の取組の方針	

#### (2) 改善措置の実施項目

雇用管理の改善		事業の合理化	
雇用の安定化		事業量の安定的確保	
労働条件の改善		生産性の向上	
労働安全の確保		「新しい林業」の実現に向けた対応	
募集・採用の改善		林業労働者のキャリアに応じた技能向上	
教育訓練の充実		その他の事業の合理化 ( )	
女性労働者等の活躍・定着の促進			
高年齢労働者の活躍の促進			
障害者雇用の促進			
その他の雇用管理の改善 ( )			

(記載要領)

- 1 雇用管理の改善、事業の合理化のそれぞれについて、実施する改善措置の項目に○印を記入すること。
- 2 ただし、募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せ行うものとする。

(3) 改善措置の目標、内容、実施時期

ア 役職員及び組織

(ア) 役員数 (常勤 名) (非常勤 名)

(イ) 職員数

区 分	採 用 計 画					目 標 年 次 の 職 員 数
	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
林 業 常 用 現 場 ( うち 通 作 業 年 ) 職 員						
	臨 時 ・ 季 節					
	そ の 他					
合 計						

(記載要領)

- 1 林業現場作業職員の雇用期間の区分は、2の(2)のアの(イ)の区分に同じ。
- 2 採用計画の欄には、当該年次の採用予定者数を記載すること。
- 3 目標年次の職員数の欄には、2の(2)のアの(イ)の林業現場作業職員数に採用予定者数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(ウ) 組織

区 分	内 容	実施時期
1 経営形態		
2 資本金		
3 組織化		

(記載要領)

- 1 経営形態の変更、資本金（出資金）の増資、組織化等を実施しようとする場合には記載すること。
- 2 資本金（出資金）を増資する場合には、増資する額及び資金調達方法について記載すること。
- 3 組織化には、合併、事業の共同化その他について記載すること。

## イ 雇用管理

### (ア) 雇用の安定化

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(ア)を参考に記載すること。

### (イ) 労働条件の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(イ)を参考に記載すること。

### (ウ) 労働安全の確保

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(ウ)を参考に記載すること。

労働災害の発生状況を踏まえ、その改善の目標を記載すること。

(エ) 募集・採用の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、他の雇用管理の改善の実施項目とともに取り組むこと。

(オ) 教育訓練の充実

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(オ)を参考に記載すること。

(カ) 女性労働者等の活躍・定着の促進

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

- 1 女性労働者等の雇用がない場合は、女性労働者等の雇用又は雇用に向けた措置について、既に女性労働者等を雇用している場合は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）における一般事業主行動計画の策定等について記載すること。
- 2 改善措置の内容については、（別紙）改善措置の目標記載事項の例（参考）の(1)(カ)を参考に記載すること。

(キ) 高年齢労働者の活躍の促進

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については（別紙）改善措置の目標記載事項の例（参考）の(1)(キ)を参考に記載すること。

(ク) 障害者雇用の促進

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(ク)を参考に記載すること。

(ケ) その他の雇用管理の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

ウ 事業の合理化

(7) 事業量の安定的確保

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(2)(7)を参考に記載すること。

a 事業の種類及び事業区域

区 分	事業拡大の目標及び内容	事業区域	実施時期
素材生産			
造林			
上記以外			

(記載要領)

- 1 区分は、2の(4)のアの区分に同じ。
- 2 事業拡大の目標については、具体的に記載すること。
- 3 事業区域は、2の(4)のイの区分に同じ。

b 事業量

区 分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	
素材 生 産	主 伐	m <sup>3</sup>					
	間 伐						
	計						
造 林	植 付	ha	ha	ha	ha	ha	
	下 刈 り						
	そ の 他	( )					
		( )					
		( )					
計							
上記以外							

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

c 雇用量

区 分		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	目標年次 (5 年次)
素材 生 産	主 伐					
	間 伐					
	計					
造 林	植 付					
	下 刈 り					
	そ の 他	( )				
		( )				
		( )				
計						
上記以外						

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

(イ) 生産性の向上

改善措置の目標		
年 次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1 年次		
2 年次		
3 年次		
4 年次		
5 年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(2)(イ)を参考に記載すること。

a 労働生産性

区 分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	
素材 生産	主 伐	m <sup>3</sup> /人日					
	間 伐						
造林	植 付	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	
	下刈り						
	そ の 他	( )					
		( )					
( )							
上記以外							

(記載要領)

労働生産性は、原則として事業量を雇用量で除した数値とする。

b 資本装備（機械保有台数）

機 種	整 備 計 画					目 標 年 次 の 保 有 台 数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	

(記載要領)

- 1 整備計画の欄には、当該年次の整備予定台数を記載することとし、1年を超える契約のリース機械を含めること。ただし、レンタル機械は( )書外数とすること。
- 2 目標年次の保有台数の欄には、2の(4)のエの現在保有している台数に整備予定台数を加え、廃棄見込み等の台数を減じた台数を記載すること。

(ウ) 「新しい林業」の実現に向けた対応

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(2)(ウ)を参考に記載すること。

(エ) 林業労働者のキャリアに応じた技能向上

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(2)(エ)を参考に記載すること。

a 技術者・技能者数

資格等の区分	技術者・技能者養成計画					目標年次の要員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	

(記載要領)

- 1 資格等の区分は、2の(4)のオの区分に同じ。
- 2 技術者・技能者養成計画の欄には、当該年次の養成予定者数を記載すること。

- 3 目標年次の要員数の欄には、2の(4)のオの現在資格等を有している人数に養成人数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(オ) その他の事業の合理化

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

4 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

ア 雇用管理の改善

区分	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	摘要
雇用の安定化		千円			
労働条件の改善					
労働安全の確保					
募集・採用の改善					
教育訓練の充実					
女性労働者等の活躍・定着の促進					
高年齢労働者の活躍の促進					
障害者雇用の促進					
その他の雇用管理の改善					
合計					

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。

- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を（ ）書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

イ 資本装備等

区 分	資金種類	金 額	償還条件 等	実施時期	摘 要
事業量の安 定的確保		千円			
生産性の向 上					
「新しい林 業」の実現に 向けた対応					
林業労働者 のキャリア に応じた技 能向上					
その他の事 業の合理化					
合 計					

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を（ ）書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

(別紙)

改善措置の目標記載事項の例 (参考)

(様式2) 労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書の3(3)イ及びウの改善措置の目標の内容に当たっては、以下の事項例を参考に記載すること。

(1) 雇用管理の改善

改善措置の実施項目	取り組むべき・取り組むことが望ましい事項の例	参考(法令等)
(ア)雇用の安定化	通年雇用化の取組の推進	
	月給制の導入	
(イ)労働条件の改善	所得の確保	
	ハラスメント防止対策(義務)	労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法
	労働時間の短縮、休日数の増加	労働基準法
	働き方改革の推進、週休制の導入	
	社会保険等の加入(任意加入の場合)	健康保険法 厚生年金保険法 雇用保険法 労働者災害補償保険法
	退職金共済制度の加入	中小企業退職金共済法
(ウ)労働安全の確保	労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の徹底	
	経験や年齢に応じた安全作業に資する研修(安全衛生教育の義務)	労働安全衛生法
	振動機械の操作時間の短縮や労働強度の軽減等	
	緊急時の連絡体制の確保	
	熱中症の予防や蜂刺され災害の防止等の取組	

	林道等整備によるアクセスの改善	
	休憩施設の整備	
(エ)募集・採用の改善	センターによる委託募集の活用、 合同求人説明会への参加	
(オ)教育訓練の充実	教育訓練（OJT）及び教育訓練 （OFF-JT）の計画的な実施	
	学びなおしの機会の充実	
(カ)女性労働者等の活躍 ・定着の促進	一般事業主行動計画策定・情報公表（常時雇用する労働者の数が 101人以上の事業主は義務）や「え るぼし認定」等の取組	女性活躍推進法
	就業者と就業に関心を有する者との 交流機会の創出	
	トイレや更衣室の整備	
	作業方法や安全対策の配慮	
	ハラスメント防止対策（義務）	労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法
(キ)高年齢労働者の活躍 の促進	高年齢者雇用・就業確保措置の適 正な運用	
	作業方法の見直し、適正な配置等 適切な雇用管理	
(ク)障害者雇用の促進	障害特性等を踏まえた適切な業務 配置、作業方法の見直し等の適正 な雇用管理（常時雇用する労働者 の数が一定以上の規模の事業主は 義務）	障害者雇用促進法

## (2) 事業の合理化

改善措置の実施項目	取り組むことが望ましい事項の 例
(ア)事業量の安定的確保	森林施業プランナー等の人材の 育成
	森林経営管理制度による経営管 理実施権の設定の活用
	樹木採取権制度への参加

(イ)生産性の向上	高性能林業機械等の導入
	地域に適した作業システムの検討
	林道等の生産基盤の整備等
	作業システムの整備に必要な人材の育成
	日報の活用による作業システムの改善
(ウ)「新しい林業」の実現に向けた対応	多能工化の取組
	新たな造林技術に関する知識を持つ造林手や、スマート林業等の技術の活用に必要な知識等を持つデジタル人材の育成
(エ)林業労働者のキャリアに応じた技能向上	林業就業に必要な基本的な知識や技術、技能の習得に関する研修
	一定程度の経験を有する林業労働者を対象とした技術や知識の習得
	複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練
	森林施業プランナーや森林経営プランナー等の育成

様式 3

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の  
機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての  
共同計画認定申請書

年 月 日

都道府県知事殿

代表者の所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

1 構成員 (別紙のとおり)

2 改善計画 (別紙のとおり)  
(構成員の個別の改善計画についても添付のこと)

## 様式 4

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書

### 1 計画策定事業主の概要

事業主名	所在地	代表者	事業内容	木材業者登録番号	資本金	従業員数
支援センター						

### 2 事業策定事業主の労働力の需給の動向


### 3 計画策定事業主の雇用管理及び事業の現状

<p>1 雇用管理の現状</p> <p>2 事業の現状</p>
------------------------------------

(記載要領)

雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高年齢労働者の活

躍の促進、障害者雇用の促進その他の雇用管理の現状及び事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリアに応じた技能の向上その他の事業の現状について、共同して4の(2)の改善事業に取り組むこととした理由が分かるように記載すること。

#### 4 共同の改善措置の計画

##### (1) 共同改善計画の実施期間

年	月	～	年
月			

(記載要領)

共同改善計画の実施期間を記載すること。なお、実施期間は、5年間(終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで)以内とする。

##### (2) 共同改善措置の項目とそれに参加する事業主

###### ア 雇用管理の改善

項目	実施の有無 (○又は×)	参加事業主 数
雇用の安定化		人
労働条件の改善		人
労働安全の確保		人
募集・採用の改善		人
教育訓練の充実		人
女性労働者等の活躍・定着の促進		人
高年齢労働者の活躍の促進		人
障害者雇用の促進		人
その他の雇用管理の改善		人

(記載要領)

募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せて取り組むこと。

###### イ 事業の合理化

項目	実施の有無 (○又は×)	参加事業主 数
事業量の安定的確保		人
生産性の向上		人
「新しい林業」の実現に向けた対応		人
林業労働者のキャリアに応じた技能向上		人
その他の事業の合理化		人

(3) 共同改善措置の目標、実施時期、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

ア 雇用管理

(雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進その他の雇用管理の改善)

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

イ 事業の合理化

(事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリアに応じた技能向上その他の事業の合理化)

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

ウ 資金調達方法

年次	項目	調達方法				備考
		自己資金	制度資金	市中資金	補助金	
1年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
2年	雇用管理の改善					
	事業の合理化					

次	合 計					
3 年 次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合 計					
4 年 次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合 計					
5 年 次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合 計					

5 センターが事業主の委託を受けて労働者の募集を行う場合の当該募集の従事者及び内容

(1) 募集従事者

氏 名	
役 職	

(記載要領)

センター職員のうち、募集業務に従事する者を記載すること。

(2) 募集内容

賃 金	
労働時間及び休日	
その他の募集内容	

(記載要領)

共同改善計画の構成員の平均的な募集内容を記載すること。

6 その他

共同改善措置の実施体制図

様式 5

改善計画認定通知書（申請者用）

年 月 日

殿

知事

年 月 日付けで申請のあった改善計画について、林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 3 項の規定により認定します。

様式 6

改善計画認定通知書（関係機関用）

年 月 日

殿

知事

年 月 日付で から申請のあった改善計画について、別添写しの通り林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定したので通知します。

様式 7

改善計画変更認定申請書

年 月 日

知事殿

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 変更事項の内容（別添のとおり）

2 変更の理由

（添付資料）

- （1）変更後の内容を記載した様式 2 「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」（共同改善計画の認定事業主にあつては様式 4 「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書」及び様式 2 「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」）
- （2）様式 1 3 「改善措置実施状況報告」（ただし、既に提出したものを除きます。）
- （3）認定事業主の最近 3 年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近 2 年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類。ただし、既に提出したものは除きます。）

改善計画変更届出書

年 月 日

知事殿

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容（別添のとおり）
- 2 変更の理由

様式 9

改善計画変更認定通知書（申請者用）

年 月 日

殿

知事

年 月 日付けで申請のあった改善計画の変更について、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第3項の規定により認定します。

様式 10

改善計画変更認定通知書（関係機関用）

年 月 日

殿

知事

年 月 日付で から申請のあった改善計画の変更について、別添写しの通り林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定したので通知します。

改善計画認定取消通知書（事業主用）

年 月 日

殿

知事

年 月 日付けで認定をした貴殿の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、認定を取り消したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由が無い限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

取消しの理由

以上

改善計画認定取消通知書（関係機関用）

年 月 日

殿

知事

年 月 日付けで認定をした の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、別添写しのとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

取消しの理由

以上

様式 1 3

改善措置実施状況報告

年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施状況（ 年次）を報告します。

年 月 日

センター長殿

所在地  
名称  
代表者氏名

1 実施した改善措置の内容

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容	改善措置の実施上の問題点及び今後の対応方針
雇用管理の改善	雇用の安定化		
	労働条件の改善		
	労働安全の確保		
	募集・採用の改善		
	教育訓練の充実		
	女性労働者等の活躍・定着の促進		
	高年齢労働者の活躍の促進		
	障害者雇用の促進		
	その他の雇用管理の改善 ( ) ( )		

事業の合理化	事業量の安定的確保		
	生産性の向上		
	「新しい林業」の実現に向けた対応		
	林業労働者のキャリアに応じた技能向上		
	その他の事業の合理化 ( ) ( )		

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 改善措置の実施上の問題点には、改善計画において記載した改善措置の内容が計画どおりに取り組めなかった理由等を記載すること。
- 3 認定計画の実施期間の最終年次は、「改善措置実施結果報告」と併せて報告すること。

## 2 事業主の雇用管理及び事業の現状 ( 年次)

### (1) 組織

#### ア 役職員数

##### (ア) 役員数

(常勤)

名

(非常勤)

名

##### (イ) 職員数 (雇用形態別)

雇用形態	雇 用 実 績			うち採用者数
	林業現場 作業職員	事務系等職 員	計	
常 用 (うち通年)	( )	( )	( )	
臨時・季節				
その他				
合 計				

(記載要領)

- 1 雇用実績には、当該報告に係る事業年度の雇用実績を記載すること。また、うち採用者数には、当該報告に係る事業年度において新たに採用した者の人数を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従

事する者（法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。

3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。

5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

## (2) 雇用管理

### ア 雇用管理体制

#### (ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

#### (イ) 雇用に関する文書の交付・就業規則の作成

事業所名	交付の有無	文書の内容 (別 添)

(記載要領)

1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

2 交付している文書（労働条件通知書等）の様式及び就業規則の写しを添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備 考
労 災 保 険	人	
雇 用 保 険	人	
健 康 保 険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には被保険者数を記載すること。
- 3 健康保険被保険者数及び厚生年金被保険者数には被保険者数を記載すること。
- 4 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 5 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 6 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(3) 事業内容

ア 事業実績

事業期間 ( 年 月 日から 年 月 日)

区分		事業量	売上高 (単位：百万円)	
林業	素材 生産	主 伐	m <sup>3</sup>	
		間 伐	m <sup>3</sup>	
		計	m <sup>3</sup>	
	造林	植 付	ha	
		下 刈 り		
		そ の 他	( )	
			( )	
			( )	
	計			
	上記以外			
林業関連その他				
合 計		—		

(記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載すること。
- 3 素材生産の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

区 分		事 業 区 域	備 考
林業	素材生産	県 市(町、村)	
	造林	県 市(町、村)	
	上記以外	県 市(町、村)	
林業関連その他		県 市(町、村)	

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び労働生産性

事業期間（ 年 月 日から 年 月 日）

区分			雇用量 (単位：人日)	労働生産性 (単位：m <sup>3</sup> /人日、 ha/人日)	
林業	素材 生産	主伐			
		間伐			
		計			
	造林	植付			
		下刈り			
		その他	( )		
			( )		
			( )		
	計				
	上記以外				
林業関連その他					
合計				—	

(記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。なお、外部に委託した事業は含まない。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機種	台数	稼働日数	備考
合計			

(記載要領)

- 1 台数及び稼働日数には、当該報告に係る事業年度の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については( )書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
	( )	
	( )	
合 計	( )	

(記載要領)

1 資格等の区分には、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、林業技能士、その他の技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。

ア フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。

イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。

ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。

エ 森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再造林の推進など、これらの経営を担う者とする。

オ 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）とする。

カ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）とする。

キ 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。

ク その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士（グリーンマイスター）、林業技能作業士（グリーンワーカー）その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者（雇用管理の改善に係る資格者を除く。）等とする。

2 人数には、当該報告に係る事業年度の現有人数を記載し、当該事業年度に新たに養成した人数を（ ）書内数として明記すること。

改善措置実施結果報告

年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施結果を報告します。

年 月 日

センター長殿

所在地  
名称  
代表者氏名

	改善措置の実施項目	実施した改善措置の内容
雇用 管理 の 改善	雇用の安定化	
	労働条件の改善	
	労働安全の確保	
	募集・採用の改善	
	教育訓練の充実	
	女性労働者等の活躍・定着の促進	
	高年齢労働者の活躍の促進	
	障害者雇用の促進	
	その他の雇用管理の改善 ( ) ( )	
事業 の 合	事業量の安定的確保	
	生産性の向上	
	「新しい林業」の実現に向けた対応	

理 化	林業労働者のキャリアに応じた 技能向上	
	その他の事業の合理化 ( ) ( )	

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 認定計画の実施期間中に取り組んだ全ての改善措置の内容について記載すること。